



新型コロナウイルス（COVID-19）における勤務体制について

報道にもありますように、新型コロナウイルスがアウトブレイクしております。マスクやアルコール等の衛生材料の欠品が継続しており、感染症対策において十分な予防策が講じられない中、職員の皆様方におかれましては、引き続き今できる最大限の感染症対策を図るようお願い致します。

また、政府の要請により栃木県においても令和2年3月2日より一斉休校が開始されます。子育てと仕事の両立を図る職員の支援を行うため、現在できる最大限の支援を会社としても実施致します。法的に確認しなければならない事項や申請等がありますので、取り急ぎ決定した対策を下記にお伝え致します。

記

1. 小学校低学年以下（2年生以下）のお子さんがいる職員はフレックス勤務を認めます。
2. お子さんの昼食の準備や病院受診・様子を伺う等の一時的な勤務外の外出を認めます。
3. 2の際に使用する移動手段として社用車の使用を認めます。
4. 直行直帰が必要となる場合、社用車の自宅への持ち帰りを認めます。この際の社用車管理については各個人が責任を持ち、管理を行って下さい。また、社用車を持ち帰った職員が翌日の勤務が休みの場合は必ず当日中に会社へ社用車を返却して下さい。
5. 直行直帰におけるタブレット及び訪問用品の持ち帰りを認めます。この際においても、各個人の責任の下で管理を行って下さい。

上記についてはいずれも事前申請必須となりますが、緊急を要する（突然のお子さんの発熱など）事案については事後申請を行って下さい。所定の書式を用意しておりますので、必ず所定の手続を踏まえて下さい。また、社用車や会社物品の目的外使用は厳に慎むようお願い致します。

以上